

銀行振込による公売保証金の納付手続について

1 手続に入る前に

(1) 手続に入る前にKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドライン、小樽市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。

(2) ログインIDの取得などを行い、KSI官公庁オークション内の小樽市インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加申込で銀行振込などを選択した後、この手続を行ってください。この時点では仮申込扱いとなります。

(3) 公売参加者が法人の場合、法人名で取得したログインIDで小樽市インターネット公売の公売物件詳細画面より申込を行った後、この手続を行ってください。

(4) 公売保証金の金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分ごとに必要になります。必ず入札しようとしている公売物件の公売物件詳細画面より公売保証金の金額を確認した上で、以下の手続を行ってください。

2 「公売保証金納付申込書・還付請求書兼口座振替依頼書」の送付

(1) 「公売保証金納付申込書・還付請求書兼口座振替依頼書」をダウンロードし、太枠内に記入してください。

※「公売保証金納付申込書・還付請求書兼口座振替依頼書」に記入された氏名、住所、電話番号、会員識別番号、メールアドレス、口座振替依頼先口座情報は、入札終了後の買受代金の納付または公売保証金の返還手続の完了まで変更できませんのでご注意ください。

(2) 「公売保証金納付申込書・還付請求書兼口座振替依頼書」を小樽市へ簡易書留郵便（郵送料は公売参加者負担）で送付してください。

3 公売保証金の納付

(1) 小樽市は、「公売保証金納付申込書・還付請求書兼口座振替依頼書」を受領した後、「公売保証金納付申込書・還付請求書兼口座振替依頼書」に記入されているメールアドレスあてにメールを送信し、振込先口座などをご案内します。

(2) メールのご案内にしたがって、銀行振込により公売保証金を納付してください。

※公売保証金は入札開始日の2開庁日前までに小樽市が確認できるように納付してください。納付を確認できない場合、入札することができません。

※公売保証金を振り込んだ日から小樽市が納付を確認するまで3開庁日程度かかることがあります。

※振込手数料は、公売参加者の負担となります。

※類似の口座名にご注意ください。

(3) 小樽市が、公売保証金の納付及び他の必要書類（陳述書等）のすべての確認をした後、参加申込完了の手続を行います。その後入札することができるようになります。

(4) 公売参加申込を行ったログインID でログインした画面で、「参加申込・完了」と表示されるのは、入札開始の前日となることがあります。

4 公売物件が農地を含む場合

(1) 公売物件が農地法上の農地を含む場合、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を提出してください。

※公売保証金の納付と「買受適格証明書」の提出の両方を小樽市が確認した方のみ、公売参加申込完了となります。

※「買受適格証明書」の発行手続については、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問い合わせください。

(2) 公売物件のうち農地について、買受人に権利が移転するのは、農業委員会等の許可または届出の受理があったときです。

5 公売保証金の返還

(1) 落札者（最高価申込者）及び次順位買受申込者（不動産の場合）以外の方が納付した公売保証金は、入札期間終了後に返還します。この場合、返還まで返還確定後4週間程度かかることがあります。

(2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、買受代金納付期限までに落札者（最高価申込者）が代金を納付した場合などに返還します。この場合、返還まで返還確定後4週間程度かかることがあります。

(3) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合、及びインターネット公売全体が中止となった場合、納付した公売保証金は中止後に返還します。この場合、返還まで公売中止後4週間程度かかることがあります。

(4) 公売保証金が返還される場合は、あらかじめ指定した公売参加申込者名義の銀行口座へ小樽市から振り込みされます。

(5) 公売参加申し込み後、入札をしない場合にも、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。

(6) 国税徴収法第108条第1項各号に該当する公売参加申込者の公売保証金は返還しません。